

総務政策常任委員会資料

令和3年9月16日（木）

総合政策部

目 次

I 予算議案

- 令和3年度9月補正予算案について(議案第1号関係)…………… 1

II 特別議案

- 宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について(議案第4号)(情報政策課)…………… 2
- 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について(議案第5号)(情報政策課)…………… 3
- 工事請負契約の締結について(議案第10号)
(国民スポーツ大会準備課)…………… 4
- 事業契約の締結について(議案第11号)
(国民スポーツ大会準備課)…………… 5

III 報告事項

- 損害賠償額を定めたことについて(生活・協働・男女参画課)…………… 6
(別冊:令和3年9月定例県議会提出報告書)
- 県が出資している法人等の経営状況について(みやざき文化振興課)
(別冊:令和3年9月定例県議会提出報告書
(県が出資している法人等の経営状況について))
- 宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った
主な施策(令和2年度)について(中山間・地域政策課)…………… 7
(別冊:令和3年9月定例県議会提出報告書
(宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策(令和2年度)について))

IV その他報告事項

- PCR検査体制の強化について(総合政策課)…………… 11
- 令和2年度取組に係る政策評価結果について(総合政策課)…………… 12
- 宮崎県ホームページのリニューアルについて(秘書広報課広報戦略室) 16
- 宮崎カーフェリー株式会社について(総合交通課)…………… 17
- 宮崎県過疎地域持続的発展計画(案)について(中山間・地域政策課) 18
- フードビジネスの推進について(産業政策課)…………… 19
- 第4次みやざき男女共同参画プランの策定(骨子案)について
(生活・協働・男女参画課)…………… 22
- 宮崎県人権尊重の社会づくり条例(仮称)の骨子(案)について
(人権同和対策課)…………… 24

【添付資料】

- (資料1) 「新しい「ゆたかさ」前進プログラム」に関する評価報告 <総合政策課>
- (資料2) 県ホームページのリニューアル後のイメージ <秘書広報課広報戦略室>
- (資料3) 宮崎県過疎地域持続的発展計画(案) <中山間・地域政策課>

I 議案(予算議案)

繰越明許費補正(追加)

議案第1号関係

| 所属名 | 事業名 | 繰越額 (千円) | 完成予定 年月日 | 繰越理由 |
|-----------------|-----------------------------|-------------|-------------|-----------------------|
| 国民スポーツ 大会準備課 | 県有スポーツ施設整備事業 (陸上競技場整備事業) | 143,000 | 令和4年6月30日 | 工法の検討等に日時を要したことによるもの。 |
| 計 | 1事業 | 143,000 | | |

宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

情報政策課

1 改正の理由

食品等取扱条例の廃止等に伴い、オンライン化の適用除外となる手続の変更等を行うもの。

2 改正の内容

この条例は、他の条例・規則に基づく県の手続について、書面に加えオンラインによることも可能とするために制定したものであるが、このうち、手続等の性質などからオンライン化になじまないもの（提示義務のある許可証の交付など）を、適用除外として別表に規定している。

今回、別表に規定している条例の改廃等により、次のとおり別表の改正を行うものである。

(1) 食品等取扱条例関係

「食品等取扱条例」が廃止されたため、当該条例が規定されている部分の削除を行う。

(2) ふぐ取扱条例関係

「ふぐ取扱条例」が「宮崎県ふぐ取扱条例」となったことに伴い、当該条例の名称を変更する。また、オンライン化の適用除外となる手続を追加する。

(3) 宮崎県野生動植物の保護に関する条例関係

オンライン化の適用除外となる手続を追加する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|-----------------------------|-------------|-----------------------------------|----------------------------|
| 別表（第7条関係） | | 別表（第7条関係） | |
| 食品等取扱条例（昭和26年宮崎県条例第21号） | 第5条第1項及び第2項 | | |
| 宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号） | [略] | 宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号） | [略] |
| [略] | | [略] | |
| ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号） | 第9条第2項及び第3項 | 宮崎県ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号） | 第9条第2項及び第3項並びに第16条第1項及び第3項 |
| [略] | | [略] | |
| 宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号） | [略] | 宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号） | [略] |
| | | 宮崎県野生動植物の保護に関する条例（平成17年宮崎県条例第84号） | 第14条第5項から第7項まで |

3 施行期日

公布の日から施行する。

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

情報政策課

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴い、関係規定の改正を行うもの。

2 改正の内容

法第19条に第4号が新設されたことに伴い、号ずれが生じたため、条例で引用する条項の変更を行う。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用（以下「個人番号の利用」という。）及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供（以下「特定個人情報の提供」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用（以下「個人番号の利用」という。）及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供（以下「特定個人情報の提供」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> |

3 施行期日

公布の日から施行する。

工事請負契約の締結について

国民スポーツ大会準備課

1 工事請負契約の概要

- (1) 工事名称 新宮崎県体育館建設主体工事
- (2) 契約の金額 6, 248, 000, 000円
- (3) 契約の相手方 清水・都北・内山特定建設工事共同企業体
- (4) 工期 契約発効の日から令和7年9月30日まで

2 新宮崎県体育館の概要

- (1) 建設場所 延岡市大貫町
- (2) 敷地面積 23, 043㎡
- (3) 延べ面積 12, 998㎡
- (4) 階数 地上2階
- (5) 構造種別 鉄筋コンクリート造一部木造一部鉄骨造
- (6) 施設概要 メインアリーナ (バスケットボールコート3面)、サブアリーナ (バスケットボールコート2面)、多目的室 (武道場)、トレーニング室等



新宮崎県体育館完成イメージ図

事業契約の締結について

国民スポーツ大会準備課

1 事業契約の概要

- (1) 事業名称 県プール整備運営事業
- (2) 契約の金額 15,594,408,800円
上記金額に、契約に基づき金利変動、物価変動等を改定事由として算定した増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した額
- (3) 契約の相手方 ひなたメドレー株式会社
- (4) 事業期間 契約発効の日から令和22年3月31日まで

2 県プール整備運営事業の概要

- (1) 建設場所 宮崎市錦本町
- (2) 敷地面積 31,867㎡
- (3) 延べ面積 13,437㎡
- (4) 階数 地上2階
- (5) 構造種別 鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- (6) 施設概要 50mプール、25mプール、トレーニング室、多目的スタジオ、クライミングウォール、駐車場等
- (7) 整備手法 PFI手法（BTO方式）
- (8) 事業期間 設計・建設：契約締結日～令和6年12月
開業準備：令和7年1月～令和7年3月
運営・維持管理：令和7年4月～令和22年3月



県プール完成イメージ図

Ⅲ 報告事項

損害賠償額を定めたことについて

生活・協働・男女参画課

| 事案発生日 及び 事案発生場所 | 事案内容 | 相手方 | 損害賠償額 | 専決 年月日 |
|---|---------------------|--|----------|---------------|
| 令和3年3月10日 宮崎市江平西 2丁目1番20号 宮崎県消費生活 センター駐車場 | 県有車両 による 交通事故 | 福岡県福岡市博多区 博多駅東2丁目11番1号 九州経済産業局 局長 後藤 雄三 | 137,700円 | 令和3年 8月12日 |

Ⅲ 報告事項

宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策（令和2年度）について

中山間・地域政策課

1 施策の実施状況

宮崎県中山間地域振興条例（平成23年3月制定）第7条第1項により策定した宮崎県中山間地域振興計画について、同条第2項に基づき、令和2年度に取り組んだ主な施策について報告する。

【宮崎県中山間地域振興計画】（令和元年6月改定）

(1) 目指す将来像

人口減少下においても、将来にわたって安心して住み続けられるよう、「ひと」「暮らし」「なりわい」の維持・確保に取り組みながら、創意工夫により地域が一体となって、長年にわたって築いてきた固有の文化や歴史を引き継いでいける中山間地域

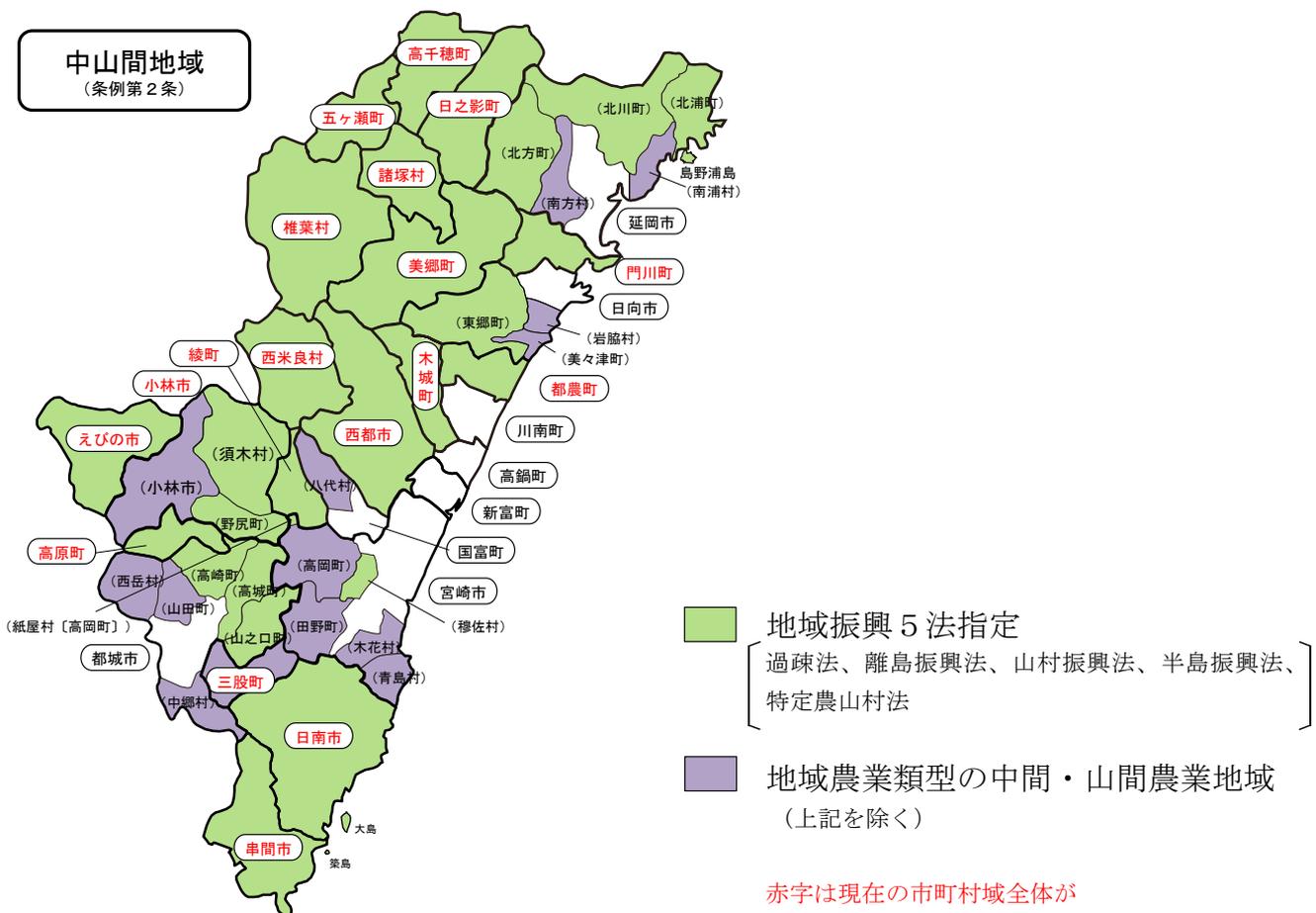
(2) 計画期間

令和元年度～令和4年度

(3) 重点施策

- ① 「ひと」
- ② 「暮らし」（宮崎ひなた生活圏づくり）
- ③ 「なりわい」

※ このほか、全県的に取り組む社会資本整備等の事業を「継続して行う基盤づくり」として整理している。



2 主な実施施策・目標指標の達成状況（抜粋）

(1) 「ひと」

○ 戦略的な移住・定住の促進

全国4か所の「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター」における相談対応のほか、ホームページやSNSを活用した情報発信、市町村が行う空き家の利活用等への支援に取り組んだ。

○ 子育て支援等の充実

「未来みやざき子育て県民運動」の推進による気運の醸成や地域の子育て支援体制の強化、安心して出産・子育てができる環境の整備等に取り組んだ。

〔放課後児童クラブ:267クラブ(県計)、ファミリーサポートセンター:15市町(県計)〕

○ 教育環境の整備等

地区生徒寮の運営(県内6か所、入寮者279名、入寮率76.2%(いずれも県計))や、一般育英資金より増額した「へき地育英資金」の貸与(80名(県計))、林業就業を目指す高校生への育英資金の貸与(14名(県計))等を行った。

○ ふるさとへの愛着、県内で働く魅力の発信

総合博物館等において、出前講座、体験活動やふるさと学習を行い、ふるさとへの誇りや愛着を育む取組を行うとともに、若者の県内定着を促進するため、企業紹介冊子「WAKU WAKU WORK!宮崎」をリニューアルし県内全ての高校等に配布した。

○ 外部人財の活力の取り込み

「中山間盛り上げ隊」による集落支援を通じた交流(9回、8市町)等により外部人財との交流・連携による集落機能の維持・活性化等に取り組むとともに、宮崎県地域政策アドバイザーを派遣し(4市町村、計5回)、中山間地域振興施策への助言・意見交換等を実施することで、地域資源の掘り起こしや磨き上げに取り組んだ。

【目標指標の達成状況】

| 項目名 | 設定 エリア | 策定時 現況値 | 実績値 | | | | 目標値 (令和4年度) (R1~R4年度) |
|---|-----------|-----------------------|------|------|----|----|-----------------------------|
| | | | R1 | R2 | R3 | R4 | |
| 県外からの移住世帯数(累計) | Ⅱ | 482 (H26~ 29年度) | 168 | 365 | | | 740 (R1~R4年度) |
| 宮崎県や自分が住んでいる市町村など、ふるさとが「好き」だという児童生徒の割合(%) | Ⅱ | 91.5 (H30年度) | 92.5 | 92.5 | | | 95.0 |
| 中山間盛り上げ隊の派遣人数 (名、実数) | Ⅰ | 105 (H30年度) | 80 | 35 | | | 200 |

設定エリア Ⅰ=条例上の中山間地域 Ⅱ=現在の市町村全域が中山間地域となっている18市町村 Ⅲ=県内全域

(2) 「くらし」(宮崎ひなた生活圏づくり)

○ 多様な主体の参画・住民との協働

椎葉村及び三股町において「ひなたまちづくり応援シート」を活用した地域住民向けのワークショップを開催し、地域住民が主体となった取組を促進するとともに、地域住民が実施する地域課題解決に資する取組のスタートアップに係る経費の補助を実施した。

○ 生活を支える機能の維持と連結

他団体の参考となる取組を「宮崎ひなた生活圏づくり通信」としてまとめ情報発信を行うとともに、市町村に対し、活用できる各種事業について情報提供を行った。

○ 医療・介護の確保と地域で支え合う仕組みづくり

へき地診療所の出張診療等や、ドクターヘリの運航(出動要請件数456件(県計))による医療提供体制の維持のほか、介護人材の確保に向けた取組を行った。

○ 地域公共交通の確保

広域的・幹線的バス路線を維持するため、広域的バス路線を運行する市町村や、幹線的バス路線を運行するバス事業者に対して補助を行った。

○ 防災・減災のための体制づくり

防災士の資格取得促進による地域防災の中核となる人材の育成や、自主防災組織への補助などにより、地域防災の中核となる人材の育成・確保を行った。

[防災士養成試験の合格者数：354人(県計)]

【目標指標の達成状況】

| 項目名 | 設定 エリア | 策定時 現況値 | 実績値 | | | | 目標値 (令和4年度) |
|-----------------------------------|-------------|-----------------|------|------|----|----|----------------|
| | | | R1 | R2 | R3 | R4 | |
| 地域の課題や将来像に関する「話し合い」を行っている地域の割合(%) | I | 21.5 (H30年度) | 26.3 | 32.0 | | | 40.0 |
| 新たに生活支援サービスに取り 組む地域運営組織等の数 | I | - (H30年度) | 1 | 11 | | | 8 |
| へき地における常勤医師数 | III (※1) | 71 (H30年度) | 67 | 66 | | | 74 |
| 訪問看護ステーション事業所数 | II | 26 (H30年度) | 29 | 25 | | | 33 |
| 自主防災組織カバー率(%) | II | 85.6 (H30年度) | 85.5 | 85.3 | | | 89.0 |
| 県管理河川における洪水浸水想 定区域の指定区域数(累計) | I (※2) | 15 (H30年度) | 26 | 26 | | | 26 |

設定エリア I=条例上の中山間地域 II=現在の市町村全域が中山間地域となっている18市町村 III=県内全域

※1 「第7次宮崎県医療計画」(平成30年3月)において、地理的条件から医療に恵まれない地域として、「へき地市町村」に該当する19市町村における数値。

※2 「県管理河川における洪水浸水想定区域の指定区域数」は、一部でも中山間地域となっている現行の市町村域が指定区域を構成していれば1区域と算定。

(3) 「なりわい」

○ 担い手の確保

就業希望者に対する相談会等の開催、みやざき林業大学校等における就業に向けた研修等により担い手確保を図ったほか、計画的な事業承継の準備を促す事業承継診断等の支援を行った。

〔農林水産業の新規就業者数:農業418人、林業211人、水産業53人(令和元年・年度。いずれも県計)〕

○ 時代に合った経営形態の創出

中山間地域の農業を守る集落営農組織の育成のため、集落営農組織協議会への活動支援、果樹産地集落営農ビジョンの検証・見直し、共同作業に必要となる資機材導入の支援等を行った。

○ 地域資源を生かした稼ぐ力の向上

研修会の開催、専門家の派遣、相談対応による課題解決支援に取り組むことなどにより、農商工連携や6次産業化を更に推進するとともに、農泊の利用促進のため、大手宿泊予約サイトへの民宿情報の掲載や、各種メディアを活用した情報発信を行った。

○ 里地里山の保全

伐採後の速やかな再生林を実施し災害に強い森林づくりを推進するとともに、鳥獣被害対策特命チームを中心に、防護柵設置等の鳥獣被害対策を行った。

○ 新しい技術や手法の導入

ローカル5G環境の設定により、教育分野においては遠隔授業や交流授業等について、地域振興分野においてはワーケーション等の新たな仕事の場の提供等について、実証事業を実施した。

○ 集落ぐるみのなりわい維持

民俗芸能の継承意識の向上や地域住民による伝承活動を推進するため、「みやざきの神楽サポーター制度(企業等)」の創設(第1回認定:8企業・団体(県計))による多様な主体が神楽を支える仕組みづくりや民俗芸能保存団体への助成等を行った。

【目標指標の達成状況】

| 項目名 | 設定 エリア | 策定時 現況値 | 実績値 | | | | 目標値 (令和4年度) |
|------------------------|-----------|----------------------|----------------------|---------------------|----|----|---------------------|
| | | | R1 | R2 | R3 | R4 | |
| 農林水産業の新規就業者数 | Ⅲ | 637 (H29年 ・年度) | 634 (H30年 ・年度) | 682 (R元年 ・年度) | | | 700 (R3年・年度) |
| 6次産業化・農商工連携計画認定等数(累計) | Ⅱ | 102 (H30年度) | 109 | 113 | | | 121 |
| 経営管理権設定森林面積 (ha、累計) | Ⅲ | - | 4 | 20 | | | 14,160 (R1~R4年度) |
| 中山間地域等直接支払制度協定締結面積(ha) | Ⅰ | 5,552 (H30年度) | 5,548 | 5,118 | | | 5,515 |
| 鳥獣被害額(千円) | Ⅲ | 398,540 (H29年度) | 345,447 (H30年度) | 425,615 (R元年度) | | | 247,813 (R3年度) |

設定エリア Ⅰ=条例上の中山間地域 Ⅱ=現在の市町村全域が中山間地域となっている18市町村 Ⅲ=県内全域

IV その他報告事項

PCR検査体制の強化について

総合政策課

1 目的・背景

本県におけるまん延防止等重点措置及び県独自の緊急事態宣言が延長され、県民に様々な行動自粛をお願いする中、より幅広い感染防止対策を講じるとともに、今後の感染収束も見据えた経済活動の環境づくりに取り組む必要がある。

このため、県境往来者に対する検査を補完し、感染に不安を抱える県民等が利用しやすい検査環境を整備することで、感染拡大と県内経済への影響を最小限に抑え、県民の安全・安心を確保する。

2 取組の概要

民間の検査機関と連携し、来店型店舗（街中検査センター）を県内に設置する。

(1) 設置場所

宮崎市（KITENビル、宮崎空港など）のほか、都城市、延岡市内を検討中

(2) 提供サービス

PCR検査（2～3千円程度）

※厚生労働省に登録された検査機関（県外）からメールにより結果を通知。

陽性の場合、再度医療機関の受診が必要。また、陰性の結果通知は、医師が診察した「陰性証明」とは異なる。

(3) 設置期間

9月下旬から1月末まで（準備の整った店舗から順次開設）

(4) 想定される利用者

日頃付き合いのある方が濃厚接触者になるなど感染に不安のある県民等

(5) 県の支援内容

各店舗の設置・運営費用を支援（委託）

（「県境往来者PCR検査支援事業」（5月補正予算）を活用）

3 事業イメージ



※来店が困難な方には郵送で対応

令和2年度取組に係る政策評価結果について

総合政策課

1 趣旨等

令和元年度に策定した宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン(アクションプラン)」に掲げる重点施策である「新しい『ゆたかさ』前進プログラムについて、以下の目的の下、「令和2年度取組の評価」を実施したもの。

- ① 数値目標とその達成状況を外部の視点を踏まえ客観的に評価することにより、県民にわかりやすく示す。
- ② プログラムごとの課題を明らかにし、後年度の予算や施策への反映を通じて、改善につなげる。

2 評価方法

(1) 内部評価

県において、各プログラムを構成する「重点項目(20項目)」ごとに設定した指標の「目安値に対する達成状況」の評価を行った。

(2) 外部評価

総合計画審議会において、(1)の内部評価を参考に、社会情勢による影響等も勘案し、客観的な観点から5つのプログラムの評価を行い、知事に答申された。

(7月7日 諮問、8月18日 答申)

3 評価結果

A評価が1プログラム、B評価が3プログラム、C評価が1プログラムであり、全体としては一定の成果が出ている。

成果や課題を踏まえ、アクションプランにおける目標値の達成に向けて、更に取り組んでいく必要がある。

| プログラム名 | R元年度 | R2年度 |
|----------------|------|------|
| 1 人口問題対応 | B | C |
| 2 産業成長・経済活性化 | B | B |
| 3 観光・スポーツ・文化振興 | C | B |
| 4 生涯健康・活躍社会 | B | B |
| 5 危機管理強化 | B | A |

○新しい「ゆたかさ」前進プログラム 令和2年度取組に係る評価結果概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、計画どおり実施できなかったものもあり、課題はあるものの、全体としては、一定の成果が出ている。
 成果や課題を踏まえ、アクションプランにおける目標値の達成に向けて、更に取り組んでいく必要がある。

【外部評価の評価区分】

- A: 成果が出ている。
- B: 一定の成果が出ている。
- C: 策定時より改善しているが、一部に成果が上がっていない項目がある。
- D: 成果があまり上がっていない。

<プログラム1 人口問題対応プログラム>

「評価」欄の下段（ ）は前年度評価結果。以下のプログラムも同様。

| 重点項目 | | 内部評価 | 外部評価 |
|---|------------------------------|------|-----------------|
| 1 | 社会減の抑制と移住・UIJターンの促進 | a | |
| 2 | 産学労官言の連携による地域や産業を支える人財の育成・確保 | c | |
| 3 | 地域の暮らしの確保や中山間地域の振興 | c | |
| 4 | 本県の未来を担う子どもたちの育成 | c | |
| 5 | 合計特殊出生率の向上に向けた環境づくり | c | |
| 評価の概要 | | | C (B) |
| 【重点指標の状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・「総人口」は目安値を達成。 ・「合計特殊出生率」は全国第3位ではあるものの、基準値よりも悪化。 ・「県内新規高卒者、大学・短大等新規卒業者の県内就職割合」は伸び悩んでいる。 | | | |
| 【成果と課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍による地方回帰の流れも相まって移住・UIJターンの促進は順調に促進。 ・進学・就職による若年層の県外流出は続いており、県内就業・就学機会の確保、働く場所の魅力向上及びPR等の強化が求められる。 ・産学労官言がより連携し、地域や産業を支える人財の育成・確保に取り組む必要がある。 ・地域の暮らしの確保や中山間地域の振興に向けた取り組みの強化が必要。 ・出生数は減少しており、子育てと仕事が両立できる環境整備を一層進めることが必要。 ・未来を担う子どもたちに対しては学力や体力、社会を生き抜く力を育成するとともに、時代に対応した学びの提供や郷土愛を育むための教育を充実させることが求められる。 | | | |
| 【総括評価】 <p>移住・UIJターンの促進に一定の成果が認められるものの、若年層の県外流出や合計特殊出生率・出生数の維持等は厳しい状況が続いているため、引き続き、社会減・自然減対策の強化が求められる。</p> | | | |

<プログラム2 産業成長・経済活性化プログラム>

| 重点項目 | | 内部評価 | 外部評価 |
|---|------------------------------|------|----------|
| 1 | 本県経済をけん引する成長産業の育成と新産業の創出 | a | |
| 2 | 本県の基幹産業である農林水産業の成長産業化 | b | |
| 3 | 地域経済を支える企業・産業の育成 | a | |
| 4 | 資源・エネルギーの循環促進と低炭素社会の実現に向けた取組 | b | |
| 5 | 交通・物流ネットワークの整備と効率化の推進 | a | |
| 評価の概要 | | | |
| <p>【重点指標の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「就業者1人当たり農・水産業の生産額」は目安値にわずかに至らなかった。 「就業者1人当たり食料品等の生産額」等は目安値を達成しており、企業の底上げが進み、発展の基盤が築かれつつあると評価される。 <p>【成果と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> フードビジネスや農林水産業等において生産額や輸出額等が増加し、成果が見られる。 担い手は減少傾向にあることから、多様な人財の育成・省力化のさらなる推進が必要。 持続可能な農林水産業への後押しや企業の成長戦略へサステナビリティトランスフォーメーションを導入することを促すことも求められる。 コロナによって大きく影響を受けている事業者への継続的な支援の実施とともに、アフターコロナを見据えた積極的な取組の展開が必要。 持続可能な脱炭素・循環型の地域づくりに関する取組への強化が求められる。 コロナの影響で大幅に減少している交通機関の利用者の回復に向け、関係機関や民間企業と連携し、利用促進への取組が必要。 <p>【総括評価】</p> <p>成長産業の育成や農林水産業の成長産業化、交通・物流ネットワークの整備について一定の成果が見られるが、リサイクル率の向上やアフターコロナを見据えた成長促進の取組が求められる。</p> | | | |
| | | | B (B) |

<プログラム3 観光・スポーツ・文化振興プログラム>

| 重点項目 | | 内部評価 | 外部評価 |
|--|---------------------------------|------|----------|
| 1 | 魅力ある観光地づくりと誘客強化 | b | |
| 2 | 「スポーツランドみやぎ」の構築と県民のスポーツ活動・交流の促進 | b | |
| 3 | 文化資源を生かした地域活性化や県民の文化活動・交流の促進 | d | |
| 評価の概要 | | | |
| <p>【重点指標の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「観光入込客数」や「観光消費額」等は、コロナの影響により、目安値を大きく下回った。 「成人の週1回以上の運動・スポーツの実施率」及び「日頃から文化に親しむ県民の割合」は前年度よりも増加したものの、目安値には至らなかった。 <p>【成果と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナの状況に応じて、観光業界の再興に向けた取組を強化するとともに、アフターコロナを見据えた戦略やPRを準備・実施する必要がある。 働き盛りの世代・子育て世代の運動の習慣化に向けた取組の強化が求められる。 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が1年延期になるなどコロナの影響を受けたが、大会を契機とした文化力の向上や世界ブランドを活用した地域づくりの促進が必要。 <p>【総括評価】</p> <p>コロナの影響を大きく受け、成果として評価できる取組が進んでいないため、コロナ収束を見据えた新たな誘客の取組や国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭開催を契機とした文化力の向上を図っていく必要がある。</p> | | | |
| | | | B (C) |

<プログラム4 生涯健康・活躍社会プログラム>

| 重点項目 | | 内部評価 | 外部評価 |
|---|-------------------------|------|----------|
| 1 | 地域における福祉・医療の充実と健康寿命の延伸 | a | |
| 2 | 生きる喜びを実感し、安心して暮らせる社会づくり | b | |
| 3 | 一人ひとりが活躍できる多様性を持った社会づくり | b | |
| 評価の概要 | | | |
| <p>【重点指標の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医療満足度」は目安値を達成。 ・「性別によって役割を固定することにとられない人の割合」は増加傾向。 <p>【成果と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナを機に医療体制が改めて見直され、強化が図られた一方で、健康診断の受診減といったコロナで顕在化しにくくなっている部分への対応を検討が必要。 ・コロナ禍における医療・介護等の人材の労働条件、職場環境整備が求められるとともに、県民一人ひとりの心身への影響も懸念されることから、対策を強化する必要がある。 ・市町村や学校等と連携し、相談体制の構築等を図り、子どもの貧困対策を進めるとともに、ひとり親家庭の孤立や情報不足等によって貧困となっている方への支援も必要。 ・性別や年齢・国籍を問わず、誰もが生涯にわたって活躍できる社会づくりに向け、関係団体との連携を強化し、より一層取り組むことが求められる。 ・近年増加している外国人労働者に対しては人材育成研修だけではなく、企業側の受入研修も必要。 <p>【総括評価】</p> <p>医療福祉や交通事故対策等の安全安心づくりに一定の成果が認められるが、貧困や自殺などコロナにより深刻化している課題への対策が必要である。</p> | | | |
| | | | B (B) |

<プログラム5 危機管理強化プログラム>

| 重点項目 | | 内部評価 | 外部評価 |
|--|-------------------------------|------|----------|
| 1 | ソフト・ハード両面からの防災・減災対策 | a | |
| 2 | 緊急輸送や救急医療の観点による社会資本整備と適正な維持管理 | a | |
| 3 | 人への感染症に対する感染予防・流行対策強化 | a | |
| 4 | 家畜伝染病に対する防疫体制の強化 | b | |
| 評価の概要 | | | |
| <p>【重点指標の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県内の防災士の数」及び「緊急輸送道路の防災対策進捗率」は目安値を達成。 ・「農場の飼養衛生管理基準の遵守状況」については、前年度より3.5%上昇。 <p>【成果と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い県土・まちづくりの推進は着実に進んでいるが、危機に対して的確に行動できる人づくり・地域づくりや危機対応の機能強化が求められる。 ・自助共助をより促進させるため、地域のリーダーを育成するとともに、自分ごととして県民一人ひとりが意識する取組の強化が必要。 ・人への感染症対策は、コロナの対応を関係機関が一体となって取り組んでいること等によって強化されており、今後も取組を進めるとともに、ワクチン接種を加速させる必要がある。 ・家畜伝染病に対する防疫体制については、引き続き、家畜所有者の遵守意識を向上させるなど、関係機関が連携した取組を強化していく必要がある。 <p>【総括評価】</p> <p>ソフト・ハード両面からの防災・減災対策、感染症に対する流行対策強化等、県民が安心して暮らせる体制が整いつつあると認められる。今後も、あらゆる危機事象に対応できるよう体制の強化と県民の防災意識を高めていく必要がある。</p> | | | |
| | | | A (B) |

宮崎県ホームページのリニューアルについて

秘書広報課広報戦略室

1 概要

宮崎県ホームページのリニューアルを行い、新型コロナウイルス関連の情報を含む災害・緊急情報をより迅速かつ的確に発信するための改善を図るとともに、観光や食、移住定住など本県の魅力に関する情報の積極的な発信に取り組む。

また、スマートフォンやタブレットからのアクセス増加への適切な対応や、SNSとの連携など、ホームページの機能充実を図る。

- (1) 内 容 ①県ホームページのリニューアル作業(ページ構成変更、データ移行)
②職員向けの各種マニュアル整備、操作研修等の実施
③運用・保守(令和4年3月～令和9年2月)
- (2) 契約額 666,050円(令和3年度)
39,296,950円(令和4～8年度) ※債務負担行為
- (3) 公開予定日 令和4年3月1日

2 リニューアルを行う主な内容

(1) 経年変化に伴い改善すべき内容

- ①スマートフォン・タブレット等によるアクセス増加への対応
 - スマートフォン画面に最適化した情報の配置・デザインの変更
 - 表のスクロール機能、様々な画面サイズへの対応
- ②情報分類・メニューの見直し(情報へのアクセス・見つけやすさの向上)
 - グローバルナビゲーションの分類等のメニュー変更
 - 階層構造の変更に対応したページの再配置

(2) 重要度が高い情報の発信

- ①非常時(災害時)情報の発信
 - トップページに非常時(災害時)モードを新設
 - 緊急情報メニューの常時表示(トップページ以外でも上部に表示)
- ②観光・スポーツ・食などの魅力情報等の発信
 - トップページに県の魅力情報を集約したエリアを新設
 - // 県の施策情報を紹介するエリアを新設
- ③トップページのデザイン
 - 宮崎県のイメージを印象づけるとともに、近年のトレンドを反映

(3) その他の機能強化

- ①SNSとの連携(ページ内にFacebook、YouTube等を埋め込み表示)
- ②アプリケーションソフト(スマートニュース)と連動した情報発信機能の追加
- ③ホームページ管理システム更新による職員の作業効率の向上(負担の軽減)
 - ページ変更点の差分表示、スマートフォンの見え方確認機能等

宮崎カーフェリー株式会社について

総合交通課

1 新船建造の状況

【フェリーたかちほ（1隻目）】

令和3年10月中旬 進水式
令和4年 5月 就航

【フェリーろっこう（2隻目）】

令和4年 3月 進水式
令和4年10月 就航



※「フェリーたかちほ」の状況（8月中旬時点）

2 九州各航路の状況

貨物・旅客とも、コロナ感染防止のために個室化されている航路を選択する傾向にある。

| 航 路 | | R元年度 4～7月 ① | R2年度 4～7月 ② | R3年度 4～7月 ③ | R元年度を100とした場合 | |
|---------------------|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| | | | | | R2年度 (②/① (%)) | R3年度 (③/① (%)) |
| 阪神 — 中九州 (大分・別府) | 貨物(台) | 45,327 | 38,281 | 40,824 | 84.5 | 90.1 |
| | 旅客(人)(※1) | 137,857 | 35,241 | 49,907 | 25.6 | 36.2 |
| 神戸 — 宮崎 | 貨物(台) | 22,279 | 20,037 | 20,788 | 89.9 | 93.3 |
| | 旅客(人)(※1) | 59,303 | 18,930 | 21,485 | 31.9 | 36.2 |
| 大阪 — 志布志 (※2) | 貨物(台) | 24,193 | 22,886 | 23,629 | 94.6 | 97.7 |
| | 旅客(人)(※1) | 60,337 | 18,189 | 25,655 | 30.1 | 42.5 |

※1 ドライバー（乗用車・バス・トラック）含む。小学生・幼児・乳児は1/2人として計上。

※2 日本長距離フェリー協会調べの南九州航路の実績から宮崎航路の実績を差し引いて算出した推計値

3 会社の対応

引き続き貨物対策、旅客対策を実施し、経営の安定化を図るとともに、今後、新船就航を契機として、高まる個室需要の取り込み等を図っていく。

【貨物対策】

- ・ 中小機構のアドバイザー活用による経営分析・営業戦略の策定
- ・ 共同輸送の実証実験・定期輸送化
- ・ 企業誘致活動と連携した新規荷主へのアプローチ 等

【旅客対策】

- ・ スマートチェックインの導入や相部屋の貸切無料化など、感染防止対策の徹底
- ・ 乗用車割引などの利用促進キャンペーンの実施
- ・ 新船就航に向けた大型プロモーションの実施 等

宮崎県過疎地域持続的発展計画（案）について

中山間・地域政策課

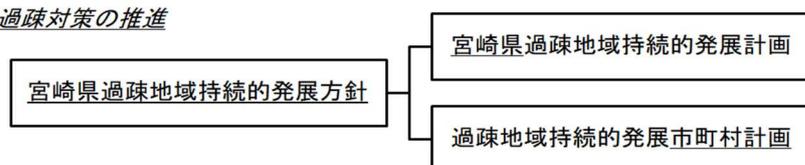
1 計画の策定

(1) 趣旨

新過疎法の規定により策定した「宮崎県過疎地域持続的発展方針」について、令和3年8月16日付けで国からの協議同意が得られた。

この県方針に基づき、「宮崎県過疎地域持続的発展計画」を策定し、県の過疎対策関連事業を施策分野ごとに整理の上、計画的に過疎対策を実施する。

過疎対策の推進



【主な支援措置】

- ・過疎対策事業債(市町村)
- ・国庫補助率のかさ上げ
- ・県過疎代行(基幹道路)等

(2) 策定状況

- 令和3年 9月 ・ 県議会9月定例会 総務政策常任委員会
～ 10月 → 「宮崎県過疎地域持続的発展計画（案）」 報告
・ 市町村過疎計画案 各市町村議会に提出

2 計画の概要

(1) 期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

(2) 対象地域

過疎市町村 16団体（過疎地域とみなされる区域を有する市町村を含む。）
特定市町村 1団体（木城町。過疎「卒業団体」で経過措置の対象。）

(3) 構成

| | |
|---|---------------------------------------|
| ① 基本的な事項 (基本方針、計画期間 等) | ⑦ <u>子育て環境の確保</u> 、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 |
| ② <u>移住・定住・地域間交流の促進</u> 、 <u>人材育成・確保</u> | ⑧ 医療の確保 |
| ③ 産業の振興 | ⑨ 教育の振興 |
| ④ <u>地域における情報化</u> | ⑩ 集落の整備 |
| ⑤ <u>交通施設の整備</u> 、 <u>交通手段の確保</u> | ⑪ 地域文化の振興等 |
| ⑥ 生活環境の整備 | ⑫ <u>再生可能エネルギーの利用の推進</u> |

※ 下線部は、新過疎法により新設又は分離・独立された施策分野。

フードビジネスの推進について

産業政策課

1 フードビジネスの推進について

(1) 概要

県では、本格的な人口減少社会の到来やグローバル化の進展など取り巻く情勢が大きく変化する中、本県のフードビジネス産業を次のステージに進めるため、令和2年3月に「みやざきフードビジネス振興構想」（以下、「構想」という。）を改定しフードビジネス産業の更なる振興に向けた取組を推進している。

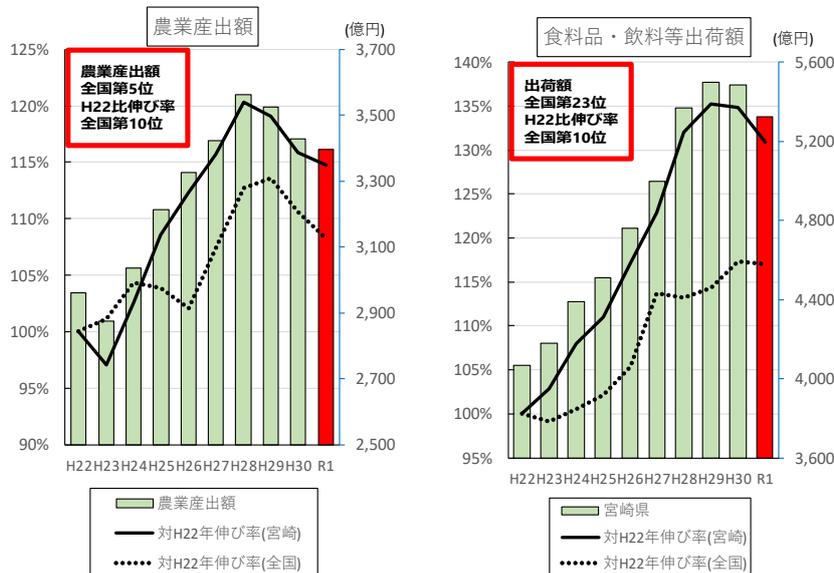
(2) 構想の期間

令和2年度から令和4年度まで

(3) 成果指標及び実績

| 成果指標 | 構想策定時の数値 (R1) | 実績(R2) 【a】 | 目標値(R4) 【b】 | 目標値-実績 (b-a) |
|------------|------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 農業産出額 | 3,524億円(H29) | 3,396億円(R元) | 3,665億円 | 269億円 |
| 食料品・飲料等出荷額 | 5,498億円(H29) | 5,324億円(R元) | 5,998億円 | 674億円 |
| 食品関連産業生産額 | 1兆4,734億円(H28) | 1兆5,032億円(H30) | 1兆6,000億円 | 968億円 |

(注) 食品関連産業生産額は年度、それ以外は年集計値。



農業産出額及び食料品・飲料等出荷額は、10年前と比較すると大きく伸びているものの、いずれの実績も、ここ数年、前年を下回っている。

農業産出額では、主に、野菜や鶏肉の価格低下、いも類、米及び果実などの生産量が下がったこと等により減少した。

また、食料品・飲料等出荷額では、主に、漬物や焼酎などの消費量が低下したこと等により、出荷額が減少した。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大によって、本県農産物や加工品が多大な影響を受けているため、令和2年の農業産出額及び食料品・飲料等出荷額について、厳しい実績となる可能性がある。

2 構想策定以降のフードビジネスの主な動き

(1) 高付加価値化の推進

- ・ ゴーヤやピーマン等の県産農産物の栄養や機能性に着目した商品のシリーズ化
- ・ 食の新商品コンテスト「MIYAZAKI FOOD AWARD」の開催
- ・ みやざき食農連携プロジェクト（LFP）プラットフォームの設立



「みやざき食農連携プロジェクト」ワークショップ

(2) みやざきの食の魅力の発信と販路拡大

- ・ 本格焼酎出荷量7年連続日本一の達成に向けた焼酎カクテルのイベント・フェアの実施
- ・ 官能評価による宮崎ブランドポーク10銘柄の風味や特徴の表示
- ・ アジア向け牛肉・鶏卵等の農畜水産物の輸出の伸長



宮崎ブランドポークおいしさ特徴マップ

(3) フードビジネスの生産性向上と良質な雇用の創出

- ・ 市町村との連携による地域と調和した企業への農業参入の支援
- ・ 食品製造事業者の生産現場における業務効率化や労働環境改善に向けた現場指導の実施
- ・ フードビジネス従事者向け人材育成研修ひなたMBA（フードビジネス部門）の実施



生産性向上の現場指導の様子

(4) 新型コロナ感染拡大に対応した支援の実施

- ・ EC等を通じて購入した県産品（宮崎牛、完熟マンゴー、水産物等）の送料助成やプレゼントキャンペーンの実施
- ・ 新型コロナで変化した消費者ニーズに対応する食品製造事業者の機器導入等への補助
- ・ プレミアム付き食事券の発行、アクリル板や消毒液等の感染対策を講じる飲食店への補助



ジモ・ミヤ・ラブ県産品キャンペーン

3 フードビジネス振興構想の改定について

当構想は、来年度に終期を迎えることから、成果指標達成に向けた取組を継続するとともに、デジタル化への対応や新型コロナによる様々な社会変容を踏まえた県内のフードビジネス産業の更なる成長を推進するため、令和4年度中に構想の改定に着手する。

みやざきフードビジネス振興構想の概要 ～フードビジネスを次のステージへ～



策定の背景

- これまでの取組により、現構想に掲げる成果指標である「食品関連産業生産額：1兆5千億円」の達成が間近な状況
- 現構想策定以降、人口減少、少子高齢化、グローバル化の進展など、フードビジネスを取り巻く環境が急速に変化

構想の性格等

- フードビジネスのさらなる発展に向けた取組の方向性の提示
- 推進期間：令和2年度から令和4年度までの3年間

フードビジネスを取り巻く環境の変化

| 社会環境 | 想定される影響 |
|----------------|--------------------------|
| ○人口減少・少子高齢化 | 消費の減退、労働力不足による生産力の低下 など |
| ○グローバル化の進展 | 世界の食市場の拡大、日本食への関心の高まり など |
| ○食の安全・安心、志向の変化 | 消費者ニーズの多様化 など |

本県フードビジネスの課題等

①素材供給型の産業構造

一次産品としての出荷が多い。県内加工に取組の余地

③低い労働生産性

働き手の不足を踏まえた生産性向上が必要

②外貨の獲得

競争の激化が予想される。競争力の強化が必要

④働き手の不足

農業・水産業分野をはじめ働き手不足の状況

構想の方向性

視点1 高付加価値化の推進

1 産地加工の推進

- ①県産農林水産物の県内加工を推進する仕組みの構築
- ②農商工連携、6次産業化の推進
- ③野菜や畜産物の県内加工の推進

2 選ばれる産地・商品づくり

- ①GAP推進等による新たな安全・安心を確保する体制の充実
- ②保健機能食品など健康に着目した商品づくり
- ③フード・オープンラボなどを活用した商品開発支援

3 フードビジネスを支える企業の育成

- ①フードビジネスの総合相談窓口の機能強化
- ②取引拡大に向けた衛生管理や食品表示の向上支援
- ③食品開発センターによる技術相談等の充実

視点2 みやざきの食の魅力の発信と販路拡大

1 国内外への戦略的な販路拡大

- ①商談会の開催やコーディネーターの配置等による販路拡大支援
- ②品目毎の戦略的な販売展開

2 販路拡大を進める環境づくり

- ①県内商社等との連携による輸出体制の構築
- ②インターネット販売の拡大支援
- ③中山間地域の製品の販路拡大支援
- ④モーダルシフトなど持続的な物流体制の形成に向けた取組の促進

3 みやざきの食ファンを増やす取組・観光資源としての幅広い活用

- ①生産者の思い等の発信強化や大規模イベント等でのPR
- ②食をいかした農業体験や加工品づくり体験の提供

視点3 生産性向上と良質な雇用の創出

1 フードビジネス産業の生産性向上

- ①食品等製造業の生産性向上支援
- ②農水産業のスマート化の促進

2 フードビジネスにおける人材の確保・育成

- ①コーディネーターの配置等による人材の確保・定着支援
- ②働きやすい環境づくり等を通じた多様な人材の活用
- ③農業・水産業における担い手の確保・育成支援
- ④フードビジネスに係る人材育成の充実

3 地域と調和した企業参入

- ①地域や地元企業と連携が期待できる企業立地の促進
- ②地域と調和した企業の農業への参入

産学金労官一体となった推進・サポート体制

宮崎県産業連携推進会議（県内の産学金労官27団体で構成、情報共有・基本方針の確認等）

フードビジネス相談窓口
（相談ステーション等）

商品開発支援
（食品開発センター等）

販売支援
（専門コーディネーター等）

人材の育成
（ひなたMBA等）

第4次みやざき男女共同参画プランの策定（骨子案）について

生活・協働・男女参画課

1 計画の性格と役割

男女共同参画社会基本法に規定されている「都道府県男女共同参画計画」として、本県における男女共同参画推進の基本的方向と具体的施策を示す。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく推進計画をプランに盛り込み、一体として策定する。

2 第4次プラン（骨子案）の概要

(1) 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

(2) 計画の基本理念

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現

(3) 基本目標

- ① あらゆる分野における女性の参画拡大
- ② 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- ③ 一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現

(4) 重点を置く視点

地域社会における政策・方針決定過程への女性参画が十分に進んでいない現状や、新型コロナウイルス感染拡大により、多くの非正規雇用の女性が失業したり、家事・子育ての負担が増すなど、女性により大きな影響が現れており、男女共同参画の課題がより顕在化したことから、第4次プランにおいては、以下の事項に重点を置いて取り組む。

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた市町村への支援と連携
- ② 未だ根強く残る固定的性別役割分担意識やジェンダー不平等に対する問題意識の解消に向けた取組の充実
- ③ 長時間労働の是正等働き方改革の推進や、男女ともに育児休業を取得しやすい職場づくりなど就業環境の整備に向けた関係部局・機関との連携強化

3 策定スケジュール

| | | | | |
|------|------|--------|--------------|--------------|
| 令和3年 | 9月 | 9月定例会 | 総務政策常任委員会 | 骨子案の報告（概要） |
| | 11月 | | 宮崎県男女共同参画審議会 | |
| | 12月～ | 11月定例会 | 総務政策常任委員会 | 計画案の報告（素案） |
| | | | | パブリックコメントの実施 |
| 令和4年 | 2月～ | | 宮崎県男女共同参画審議会 | |
| | | 2月定例会 | | 議案提出 |
| | 3月 | | | 計画決定、公表 |

第4次みやざき男女共同参画プランの骨子案について

現状・課題

第4次男女共同参画プラン（令和4～8年）

社会情勢の現状

- 人口減少社会の本格化 ○大都市圏への若年者、女性の流出 ○デジタル化の進展
- 人生100年時代の到来(女性の51.1%が90歳まで生存) ○新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響
- 高まる女性に対する暴力根絶への意識 ○ジェンダー平等に向けた世界的な潮流 等

本県における男女共同参画の現状と課題

- 固定的な性別役割分担意識について、反対する人の割合が増加しているが、未だ根強く残っている
- 「男性中心型労働慣行」が依然として根付いており、男性の家事・育児・介護等への参画を困難にしている
- 女性の非正規雇用労働者の割合が大きく、賃金や待遇面で男女間の格差が生じている
- 様々な分野における方針決定過程等への女性の参画が十分に進んでいない
- 配偶者等からの暴力（DV）の相談件数は年間2,000件を超えている

<基本理念>

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現

<基本目標>

あらゆる分野における女性の参画拡大

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現

<重点分野>

(1)社会における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ・行政・経済分野などにおける女性の参画拡大 等

(2)就業環境の整備

- ・雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 等

(3)働き方の見直しと仕事と生活の調和

- ・仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し 等

(4)様々な分野における男女共同参画の推進

- ・地域活動、環境の分野における男女共同参画の推進 等

(5)男女共同参画の推進に向けた意識改革

- ・男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し 等

(6)教育・学習を通じた男女共同参画の推進

- ・子どもたちの男女共同参画の理解の促進 等

(7)あらゆる暴力の根絶

- ・あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり 等

(8)生涯を通じた女性の健康支援

- ・性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援 等

(9)困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

- ・貧困などの生活上の困難に直面する女性等への支援 等

(10)防災分野における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画の視点を反映した地域の防災力向上

【推進体制】

- 宮崎県男女共同参画推進会議による庁内連携
- 宮崎県男女共同参画センターの機能強化
- 市町村との連携強化 ○関係機関・団体等との連携・協働 等

「宮崎県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の骨子（案）について

人権同和対策課

1 制定の理由

本県においては、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」に基づき、人権教育や人権啓発の総合的かつ効果的な取組を進めてきた。

しかし、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人に対する暴力や虐待、学校でのいじめ、職場でのハラスメント、さらには、外国人、性的マイノリティに対する差別的言動、インターネット・SNS上の人権侵害など、様々な人権問題が生じている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者などに対する不当な差別や誹謗中傷も新たな社会問題となってきた。

これらの問題に対応するため、県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別や偏見を解消し、誰もが自分らしく生きていける社会づくりを進めることがより一層重要になってきており、そうした理念を共有し、基本的施策を明らかにすることを目的に条例を制定するものである。

2 これまでの取組

| | | | |
|--------|-------|--|----------|
| 令和3年3月 | 2月定例会 | 総務政策常任委員会 | 制定について報告 |
| 5月 | | 関係団体等からの意見聴取 | |
| | | ※女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、性的少数者、出所者の関係団体 | |
| 7月 | | 第1回検討委員会における検討 | |
| | | ※構成員：市長会（日向市長）、町村会（木城町長） 宮崎県社会福祉協議会副会長 宮崎県人権擁護委員連合会副会長、弁護士 南九州短期大学名誉教授 熊本大学・宮崎大学名誉教授 | |
| 8月 | | 第2回検討委員会における検討 | |

3 条例の骨子（案）

別紙のとおり

4 条例の施行日

令和4年3月（予定）

5 今後の取組

| | | | | |
|------|-----|-------|----------------|--------------|
| 令和3年 | 9月 | 9月定例会 | 総務政策常任委員会 | 骨子案の報告 |
| | | | | パブリックコメントの実施 |
| | 11月 | | 第3回検討委員会における検討 | |
| 令和4年 | 2月 | 2月定例会 | 議案提出 | |
| | 3月 | | 条例施行（予定） | |

「宮崎県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の骨子（案）

前文のイメージ

世界人権宣言には、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」という人類普遍の原理がうたわれており、日本国憲法においては、基本的人権の尊重と法の下での平等の基本理念がうたわれています。

しかしながら、現実には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等に関する人権問題、性的指向・性自認等を起因とする人権問題が発生しており、さらに、新型コロナウイルス感染症等の新たな疾病の発生、インターネットによる人権侵害など、社会情勢の変化に伴い新たに取り組むべき人権問題も生じてきています。

こうした様々な人権問題を解決するため、私たちは、豊かな自然と温暖な気候に育まれた、思いやりがあり、心優しく、温かな県民性を生かし、県、市町村、県民等が力を合わせて、お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別や偏見を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会を実現していく必要があります。

ここに、私たち宮崎県民は、全ての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定するものです。

1 目的

この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務並びに国及び市町村との連携協力を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりのための施策（以下「人権施策」といいます。）の推進の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とします。

【趣旨】

本条は、人権尊重の社会づくりに関する基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務等を明らかにし、施策の推進の基本となる事項を定めることにより、全ての人の人権が尊重される社会を実現するという、条例の目的を定めるものです。

2 基本理念

人権尊重の社会づくりの推進は、日本国憲法の定めた基本的人権の保障及び法の下での平等の理念の下に、全ての人々が自己決定に基づき個性と能力を発揮して自己実現を図ることのできる社会、全ての人々が人権意識の高揚に努めることで差別と偏見の解消に取り組む社会、及び全ての人々がかけがえのない存在として尊重され、多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければなりません。

【趣旨】

本条は、人権尊重の社会づくりを推進するための基本となる考え方を示すものであり、日本国憲法の理念の下、全ての人々が取り組むべき「自己決定に基づく自己実現」、「差別と偏見の解消」、「多様な価値観と生き方の尊重」の3つの理念について定めるものです。

3 県の責務

- (1) 県は、「2 基本理念」に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権施策を積極的に推進する責務を有します。
- (2) 県は、人権施策の推進に当たっては、国、市町村、県民及び事業者と連携して取り組むものとします。
- (3) 県は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する実態の把握に努めるとともに、県が実施した人権施策について、毎年度、公表するものとします。

【趣旨】

本条は、人権尊重の社会づくりの推進における県の責務を定めるものです。

4 県民及び事業者の責務

- (1) 県民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職域その他のあらゆる場において、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重するよう努めるものとします。
- (2) 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重するよう努めるものとします。
- (3) 県民及び事業者は、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとします。

【趣旨】

本条は、人権尊重の社会づくりの推進における県民及び事業者の責務を定めるものです。

5 差別と偏見のない社会づくりの推進

- (1) 県、県民及び事業者は、家庭、地域、学校、職域その他のあらゆる場において、相互に協力しながら、あらゆる差別と偏見の解消に取り組み、差別と偏見のない社会づくりを推進するものとします。
- (2) 県は、前項に掲げる差別と偏見のない社会づくりを推進するため、国及び市町村と連携しながら、人権教育及び人権啓発の実施、相談支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとします。

【趣旨】

本条は、県、県民等が協力して、差別と偏見のない社会づくりを推進すること、及びそのために、県が講ずる施策等について定めるものです。

6 人権施策基本方針

- (1) 県は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針（以下「人権施策基本方針」といいます。）を定めるものとします。
- (2) 人権施策基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとします。
 - ア 人権教育、人権啓発その他人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
 - イ 相談支援体制の整備に関すること。
 - ウ 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
 - エ アからウに掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項
- (3) 県は、人権施策基本方針を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見が適切に反映されるように必要な措置を講ずるものとします。
- (4) 県は、人権施策基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとします。

【趣旨】

本条は、条例に基づき、具体的な人権施策を総合的に推進するための、県の「人権施策基本方針」の策定について定めるものです。

7 人権教育及び人権啓発

県は、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場を通じて、県民の人権意識の高揚を図るとともに、あらゆる差別と偏見を解消するため、人権の尊重に係る教育及び啓発を行うものとします。

【趣旨】

本条は、県が行う人権教育と人権啓発について定めるものです。

8 相談支援体制

- (1) 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じる体制を整備するとともに、相談をした者（以下「相談者」といいます。）に対して、次に掲げる支援を行うものとします。
- ア 相談者の相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
 - イ 国、県、市町村等が設置する専門的な相談機関その他の関係機関の紹介
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、相談者に対する必要な支援
- (2) 県は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとします。

【趣旨】

本条は、国及び市町村との適切な役割分担、関係機関との緊密な連携を図りながら、県が行う相談支援体制の整備について定めるものです。

9 市町村、関係団体等からの意見の聴取及び県民意識調査

- (1) 県は、市町村、関係団体等から意見を聴く機会を設け、人権施策の推進に反映するよう努めるものとします。
- (2) 県は、人権に関する県民意識調査を行い、様々な人権問題の置かれている状況を把握することによって、人権施策の効果的な実施に資するよう努めるものとします。

【趣旨】

本条は、人権施策の効果的な実施に資するため、県が市町村、関係団体等からの意見を聴取する機会を設けること、及び人権に関する県民意識調査を行うことについて定めるものです。

10 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めま

す。

【趣旨】

本条は、条例の施行の詳細に関して、必要な事項を別に規則で定める委任について定めるものです。